

※災害危険区域とは、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域として、地方公共団体の条例で指定された地域。

※移転促進区域とは、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域。

	防災集団移転促進事業			土地区画整理事業	災害公営住宅整備事業
	住宅団地での再建	住宅団地以外での再建	災害公営住宅に入居		
①防災集団移転促進事業の 利子補給制度	○	× ※1	×	×	×
②引越し費用の補助	○	○	○	× ※2	○ ※3
③加算支援金	○	○	×	○	×
④被災者住宅再建支援事業	○	○	×	○	×
⑤災害復興住宅融資	○	○	—	○	—
⑥生活再建住宅支援事業 (住宅新築等補助)	○	○	—	○	—
⑦生活再建住宅支援事業 (被災者住宅債務利子補給)	— ※4	○ ※5	—	○	—
⑧固定資産税の特例措置	○	○	—	○	—

注) ○の場合でも状況により、支援制度等が対象とならない場合があります。

※1：がけ地近接等危険住宅移転事業を活用し、防災集団移転促進事業と同様な利子補給制度の支援が受けられます。(但し、災害危険区域が指定された後の借入契約が対象になります。)

※2：移転元に建物があり、その建物が移転対象となる場合は移転補償費に引越し費用が含まれます。

※3：移転元の土地が、移転促進区域内にある場合、対象になります。

※4：①防災集団移転促進事業の利子補給制度と重複できません。

※5：がけ地近接等危険住宅移転事業を活用しない場合、対象になります。

<< 支援制度等の説明 >>

①防災集団移転促進事業の利子補給制度 (がけ地近接等危険住宅移転事業の利子補給制度)	○移転先の住宅敷地購入等 に対して、ローン利子相当額を助成します。 ・土地に関する利子相当額の上限 2 0 6 万円 ・住宅用地の造成に関する利子相当額の上限 5 8 万円 ○移転先の住宅建設 に対して、ローン利子相当額を助成します。 ・建物に関する利子相当額の上限 4 4 4 万円 ◎借入金 1 0 0 0 万円の場合の利息額 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資シミュレーションより、以下の条件で算定 ・返済期間 2 0 年 ・元金措置期間 5 年 ・返済方法 元利均等 【月々の返済額】 (利息総額 約 130 万円) ・0 ～ 5 年目 0 円 ・6 ～10 年目 約 46,000 円 (利率 0.94%) ・11 年目以降 約 48,000 円 (利率 1.47%) ※利率は平成 2 4 年 7 月現在
②引越し費用の補助	移転者に対して引越し費用を 実費で最大で 7 8 万円補助します。
③加算支援金	住宅の再建 に応じて支給する支援制度です。(申請期限：平成 30 年 4 月 10 日まで) ・建設・購入 2 0 0 万円 ・補修 1 0 0 万円 ・賃借(公営住宅は除く) 5 0 万円 ※単数世帯は 4 分の 3 支援。
④被災者住宅再建支援事業	住宅が全壊又は半壊して基礎支援金を受給し、宮古市内で自宅を建設又は購入し加算支援金(建設・購入)を受給された方(世帯主)が対象になります。(申請期限：平成 29 年 3 月 31 日まで) ・複数世帯 1 0 0 万円 (限度額) ・単数世帯 7 5 万円 (限度額)
⑤災害復興住宅融資	住宅の建設・購入・補修のための資金を低金利で融資する制度です。(申込期限：平成 28 年 3 月 31 日まで) ・独立行政法人 住宅金融支援機構が融資します。 ・当初 5 年間は金利 0 % (補修の場合は、当初 5 年間は金利 1 %) 等の融資内容があります。
⑥生活再建住宅支援事業 (住宅新築等補助)	居住していた住宅が被害(全壊・大規模半壊・半壊)を受け、滅失、やむを得ず解体、または居住不能となった人が、これに代わる住宅を新築・購入する際に、工事費用の一部を補助します。(申請期限：平成 29 年 3 月 31 日まで) ・バリアフリー対応工事 最大 9 0 万円 ・県産材使用工事 最大 4 0 万円
⑦生活再建住宅支援事業 (被災者住宅債務利子補給)	住宅の新築、補修又は改修を行うために借入を行った場合、新規及び既存ローンについて 5 年間の利子を対象として補助します。(申請期限：平成 29 年 3 月 31 日まで) ※補修等の債務については平成 26 年 3 月 31 日まで ・新築 借入額上限 1,460 万円 金利上限 2 % ※⑤災害復興住宅融資は当初 5 年間 0 % のため対象外 ・補修・改修 借入額上限 640 万円 金利上限 1 % ・既存債務 新たに新築又は補修・改修のために借り入れた場合、 5 年間分の利子相当額を一括補助 (新たな借入をした月から起算した 5 年間分)
⑧固定資産税の特例措置	○被災代替住宅用地の特例 被災住宅用地の所有者等が被災住宅用地に代わる土地 (被災代替土地) を平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間に取得した場合、被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後に固定資産税が課税されることとなった年度から 3 年度分を住宅用地とみなし、課税標準額の 2 0 0 m²までは 6 分の 1、それを超える部分については 3 分の 1 とします。 ○被災代替家屋の特例 東日本代大震災により滅失し、または損壊した家屋 (被災家屋) の所有者等が被災家屋に代わる家屋 (被災代替家屋) を平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間に取得または改築した場合、被災代替家屋のうち被災家屋の床面積相当分に係る税額について、取得の翌年から 4 年度分を 2 分の 1 に減額、その後の 2 年度分は 3 分の 1 に相当する額が減額となります。